



愛媛県報

発行 愛媛県

平成19年7月31日火曜日 第1883号

◇ 目次 ◇ 規 則

建築士法施行細則の一部を改正する規則.....	843
建築基準法施行細則の一部を改正する規則.....	846

告 示

瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可

申請の概要.....	847
土地改良区役員の就退任の届出.....	849
都市計画事業の事業計画の変更認可.....	849

規 則

○愛媛県規則第32号

建築士法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年7月31日

愛媛県知事 加戸守行

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則（昭和25年愛媛県規則第77号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（免許の申請）</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 前項の場合において、法第4条第3項の規定によつて二級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者は、前項の免許申請書に、<u>外国の建築士免許証の写しを添えなければならない。</u></p> <p>（免許の取消しの申請及び免許証の返納）</p> <p>第9条 法第8条の2の規定により死亡等の届出をする者は、届出書に、<u>当該届出に係る事由を証する書面及び免許証を添え、これを知事に提出しなければならない。</u></p> <p>2 二級建築士又は木造建築士は、<u>法第9条第1項第1号の規定による免許の取消しを申請する場合においては、免許取消申請書に免許証を添え、これを知事に提出しなければならない。</u></p> <p>3 二級建築士又は木造建築士が<u>失踪の宣告</u>を受けた場合においては、戸籍法（昭和22年法律第224号）による<u>失踪の届出義務者は、失踪の宣告</u>の日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>4 二級建築士又は木造建築士が<u>法第9条第1項（第1号及び第2号を除く。）又は法第10条第1項の規定により免許を取り消された場合においては、取消しの通知を受けた日から10日以内に、免許証を知事に返納しなければならない。</u></p> <p>（登録の抹消）</p> <p>第10条 知事は、<u>免許を取り消した場合又は前条第3項の届出があつた場合においては、登録を抹消し、その名簿に抹消の理由及び年月日を記載する。</u></p> <p>（登録通知書の返還）</p>	<p>（免許の申請）</p> <p>第4条 省略</p> <p>（免許取消の申請及び免許証の返納）</p> <p>第9条</p> <p>二級建築士又は木造建築士は、<u>免許の取消しを申請する場合においては、免許取消申請書に免許証を添え、知事に提出しなければならない。</u></p> <p>2 二級建築士又は木造建築士が死亡し、又は<u>失踪宣告</u>を受けた場合においては、戸籍法（昭和22年法律第224号）による<u>死亡又は失踪の届出義務者は、死亡又は失踪宣告の日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。</u></p> <p>3 二級建築士又は木造建築士が<u>後見開始又は保佐開始の審判を受けた場合においては、それぞれ成年後見人又は保佐人は、その審判の日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。</u></p> <p>4 二級建築士又は木造建築士が<u>法第9条前段</u>又は法第10条第1項の規定により免許を取り消された場合においては、取消しの通知を受けた日から10日以内に、免許証を知事に返納しなければならない。</p> <p>（登録の抹消）</p> <p>第10条 知事は、<u>免許を取り消した場合、又は前条第2項の届出があつた場合においては、登録を抹消し、その名簿に抹消の理由及び年月日を記載する。</u></p> <p>（登録通知書の返還）</p>

第12条の3 法第23条の7の規定により廃業等の届出をする者は、当該届出と同時に、前条の規定により交付を受けた登録通知書を知事に返還しなければならない。

(廃業等の届出)

第12条の5 法第23条の7の規定による廃業等の届出は、第7号様式によるものとする。

(登録簿等の閲覧)

第12条の6 法第23条の9の規定による建築士事務所登録簿等の閲覧は、道路都市局建築住宅課において行う。

(受験者の不正行為に対する措置に関する報告)

第18条

県指定試験機関は、法第13条の2第2項の規定により同条第1項に規定する知事の職権を行つたときは、遅滞なく次に掲げる事項を記載した報告書を知事に提出しなければならない。

(1)~(5) 省略

第1号様式(第4条関係) 二級 建築士免許申請書 木造

(表)

省略

第12条の3 法第23条の6の規定により廃業等の届出をする者は、当該届出と同時に、前条の規定により交付を受けた登録通知書を知事に返還しなければならない。

(廃業等の届出)

第12条の5 法第23条の6の規定による廃業等の届出は、第7号様式によるものとする。

(登録簿 の閲覧)

第12条の6 法第23条の8の規定による建築士事務所登録簿 の閲覧は、道路都市局建築住宅課において行う。

(受験者の不正行為に対する措置)

第18条 知事は、不正の方法により二級建築士試験又は木造建築士試験を受け、又は受けようとした者に対して、当該試験を受けることを禁じ、又はその合格を無効とすることがある。

2 県指定試験機関は、二級建築士等試験事務の実施に関し前項に規定する知事の職権を行うことができる。

3 県指定試験機関は、前項の規定により第1項に規定する知事の職権を行つたときは、遅滞なく次に掲げる事項を記載した報告書を知事に提出しなければならない。

(1)~(5) 省略

第1号様式(第4条関係) 二級建築士免許申請書

省略

手数料欄
愛媛県収入証紙
(消印しないで)
ください。

Table with 4 columns: 略称, 現住所, 電話番号, 内容. Rows include '省略', '欠格事由', and '1 後見開始又は保佐開始の審判(禁治産又は準禁治産の宣告もこれに該当するとみなされます。)を受けていますか。'.

Table with 4 columns: 略称, 現住所, 電話番号, 内容. Rows include '省略', '欠格事由', and '1 後見開始又は保佐開始の審判(禁治産又は準禁治産の宣告もこれに該当するものとみなされます。)を受けていますか'.

建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。

あるときは、その日 年 月 日

5 建築士法第10条第1項の規定に ある ない

よる業務の停止の処分を受け、その停止の期間中に建築士法第9条第1項第1号の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。

業務の停止の処分を受けたこと 年 月 日から
があるときは、その停止の期間 年 月 日まで

省略

省略

(裏)

愛媛県収入証紙ちよう付欄

(消印は、しないこと。)

注 省略

第4号様式(第11条関係) 二級建築士住所等の届出
木造

省略

第7号様式(第12条の5関係) 建築士事務所廃業届

省略

次の理由により廃業したいから建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の7の規定によりお届けします。

省略

注 省略

注 省略

第4号様式(第11条関係) 二級建築士住所等の届出(郵便はがき)
木造

省略

第7号様式(第12条の5関係) 建築士事務所廃業届

省略

次の理由により廃業したいから建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の6の規定によりお届けします。

省略

注 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県規則第33号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年 7月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則（昭和25年愛媛県規則第78号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（建築設備の指定等）</p> <p>第7条 法第12条第3項の規定により特定行政庁が指定する建築設備は、次の各号に掲げる建築設備とする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>2 法第88条第1項において準用する法第12条第3項の規定により特定行政庁が指定する昇降機等は、政令第138条第2項各号に掲げるものとする。</p> <p>3 省略</p> <p>（許可申請書等の添付書類）</p> <p>第12条 省令第10条の4第1項及び第10条の4の2第1項に規定する規則で定める図書又は書面は、<u>省令第1条の3第1項の表一</u>に掲げる付近見取図、配置図、各階平面図、床面積求積図、2面以上の立面図及び2面以上の断面図その他知事が必要と認める図書及び書面とする。</p> <p>2 省略</p> <p>（公示）</p> <p>第15条 知事は、次の各号に掲げる場合には、愛媛県報に掲載してその旨を公示する。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>(7) <u>法第52条第1項第6号の規定による区域及び数値を定め</u>たとき。</p> <p>(8) <u>法第52条第2項第2号の規定による区域を指定した</u>とき。</p> <p>(9) <u>法第52条第2項第3号の規定による区域を指定し、及び数値を定め</u>たとき。</p> <p>(10) <u>法第52条第8項（第1号を除く。）の規定による区域を指定し、及び数値を定め</u>たとき。</p> <p>(11) <u>法第52条第8項第1号の規定による区域を指定した</u>とき。</p> <p>(12) <u>法第53条第1項第6号の規定による区域及び数値を定め</u>たとき。</p> <p>(13) <u>法第56条第1項第2号（イ及びニを除く。）の規定による区域を指定した</u>とき。</p> <p>(14) <u>法第56条第1項第2号イの規定による区域を指定した</u>とき。</p> <p>(15) <u>法第56条第1項第2号二の規定による区域及び数値を定め</u>たとき。</p> <p>(16) 省略</p>	<p>（確認申請書に添える図書の省略）</p> <p>第3条の2 階数が2以下で、かつ、延べ面積が200平方メートル以下の建築物（その工事計画が建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士又は同条第3項に規定する二級建築士の作成した設計図書によるものに限る。）の確認申請書には、<u>省令第1条の3第1項の表一は項に掲げる図書並びに同条第1項の表二の(→)項及び(□)項の構造計算の計算書を添えることを要しない。</u></p> <p>（建築設備の指定等）</p> <p>第7条 法第12条第2項の規定により特定行政庁が指定する建築設備は、次の各号に掲げる建築設備とする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>2 法第88条第1項において準用する法第12条第2項の規定により特定行政庁が指定する昇降機等は、政令第138条第2項各号に掲げるものとする。</p> <p>3 省略</p> <p>（許可申請書等の添付書類）</p> <p>第12条 省令第10条の4第1項及び第10条の5第1項に規定する規則で定める図書又は書面は、<u>省令第1条の3第1項の表</u>に掲げる付近見取図、配置図、各階平面図_____、2面以上の立面図及び2面以上の断面図その他知事が必要と認める図書及び書面とする。</p> <p>2 省略</p> <p>（公示）</p> <p>第15条 知事は、次の各号に掲げる場合には、愛媛県報に掲載してその旨を公示する。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>(7) <u>法第52条第1項の規定による区域を指定した</u>とき。</p> <p>(8) <u>法第52条第1項第6号の規定による区域を指定した</u>とき。</p> <p>(9) <u>法第53条第1項第4号の規定による区域を指定した</u>とき。</p> <p>(10) 省略</p>

- (17) 省略
 - (18) 省略
 - (19) 省略
 - (20) 法別表第3の5の項の規定による区域及び数値を定めたと
き。
 - (21) 法別表第3備考3の規定による区域を指定したとき。
 - (22) 省略
 - (23) 省略
- (意見聴取会の代理人の出頭)

第16条 法第9条第3項(法第10条第4項、第45条第2項、第88条第1項から第3項まで、第90条第3項及び第90条の2第2項において準用する場合を含む。)若しくは第8項(法第10条第4項、第88条第1項から第3項まで、第90条第3項及び第90条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定により意見の聴取を行うことを請求した者又は法第46条第2項若しくは第48条第15項の規定により公告した事項に利害関係を有する者(以下「被聴取者」という。)が、やむを得ない理由により意見聴取会に代理人を出頭させるときは、あらかじめその理由及び被聴取者との関係を記載した書面に委任状を添えて知事に提出しなければならない。

- (11) 法第68条の9の規定による区域を指定したとき。
 - (12) 省略
 - (13) 省略
 - (14) 省略
 - (15) 省略
 - (16) 省略
- (意見聴取会の代理人の出頭)

第16条 法第9条第3項(法第10条第2項、第45条第2項 _____ 及び第90条の2第2項において準用する場合を含む。)若しくは第8項(法第10条第2項 _____ 及び第90条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定により意見の聴取を行うことを請求した者又は法第46条第2項若しくは第48条第14項の規定により公告した事項に利害関係を有する者(以下「被聴取者」という。)が、やむを得ない理由により意見聴取会に代理人を出頭させるときは、あらかじめその理由及び被聴取者との関係を記載した書面に委任状を添えて知事に提出しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第16条の改正規定(「第48条第14項」を「第48条第15項」に改める部分に限る。)は、平成19年11月30日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第1311号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。以下「法」という。)第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県庁及び松前町役場において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成19年7月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

東レ株式会社

東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号

代表取締役社長 榊原 定征

2 事業場の名称及び所在地

東レ株式会社愛媛工場

伊予郡松前町大字筒井1515番地

3 特定施設に関する事項

(1) No.9系列アセチル化缶

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号。以下「政令」という。)別表第1第33号 イ縮合反応施設
特定施設の能力	1日当たり4.7トン処理
工事の着手予定年月日	許可後直ちに
工事の完成予定年月日	平成19年11月1日
使用開始の予定年月日	平成19年11月5日

特定施設の使用時間間隔	断 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 3～4 最大 4
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 88,000 最大 90,000
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 4 最大 5
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1以下 最大 1以下
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1以下 最大 1以下
		通常 3.4 最大 3.5

備考 発生する汚水は、すべて外部委託処理する。

(2) No.9系列重合缶

特定施設の種類	政令別表第1第33号 イ縮合反応施設
---------	--------------------

特定施設の能力	1日当たり4.7トン処理		
工事の着手予定年月日	許可後直ちに		
工事の完成予定年月日	平成19年11月1日		
使用開始の予定年月日	平成19年11月5日		
特定施設の使用時間間隔	断 続		
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間		
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し		
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	項 目	反 応 流 出 液	反 応 蒸 気 凝 縮 液
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 3~4 最大 4	通常 6.5~7.5 最大 6.5~7.5
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 140,000 最大 148,000	通常 1,800 最大 2,000
	浮遊物質量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 200 最大 500	通常 20 最大 600
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1以下 最大 1以下	通常 3 最大 5
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1以下 最大 1以下	通常 0.71 最大 0.71
	汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 0.3 最大 0.4	通常 1.5 最大 1.7

備考 発生する汚水のうち、反応流出液は、すべて外部委託処理し、反応蒸気凝縮液は、既設排水処理施設において処理する。

4 汚水等の処理施設に関する事項

設 置 年 月 日	昭和51年3月31日
処 理 施 設 の 種 類	生物処理
処 理 施 設 の 型 式	活性汚泥処理方式
処 理 施 設 の 構 造	鉄筋コンクリート製
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	縦 90メートル 横 100メートル 高さ 4メートル
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり2,000立方メートル処理
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	活性汚泥処理方式
処 理 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続
処 理 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間
処 理 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	な し

処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6~9 最大 5~11	通常 6~8.5 最大 5~9
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 780 最大 840	通常 155 最大 165
	浮遊物質量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 80 最大 135	通常 63 最大 100
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 145 最大 620	通常 30 最大 125
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 943 最大 1,283	通常 943 最大 1,283

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) 第1排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.5~8.7
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 13.4 最大 15.0
	浮遊物質量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 21
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 5.8 最大 20
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.9 最大 3
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 98,552 最大 130,449

(2) 第2排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.5~8.5 最大 6.0~8.6
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 4.3 最大 6.0
	浮遊物質量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1.0 最大 4.8

愛媛県伊予郡松前町大字筒井字砂流場

	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 10 最大 20
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 1 最大 3
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 30,000 最大 38,000

備考 この他に、雨水排水口が6箇所ある。

○愛媛県告示第1312号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、西条市河原津土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成19年 7月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	丹 勤	西条市河原津新田甲121番地 9
"	伊 藤 武 美	西条市河原津新田甲121番地 1
"	丹 省 吾	西条市河原津新田甲286番地 1
"	酒 井 仁 志	西条市河原津新田甲286番地 2
"	酒 井 睦 雄	西条市河原津新田甲121番地 8
監 事	丹 幸 大	西条市河原津新田甲121番地10
"	伊 藤 澄 勇	西条市河原津新田甲121番地 6

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	丹 勤	西条市河原津新田甲121番地 9
"	丹 政 美	西条市河原津新田甲121番地 3
"	伊 藤 武 美	西条市河原津新田甲121番地 1
"	丹 省 吾	西条市河原津新田甲286番地 1
監 事	丹 幸 大	西条市河原津新田甲121番地10
"	伊 藤 澄 勇	西条市河原津新田甲121番地 6

○愛媛県告示第1313号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、松山広域都市計画下水道事業松前公共下水道（松前町施行）の事業計画の変更を次のように認可した。

平成19年 7月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 事業施行期間

平成 8年 3月29日

平成26年 3月31日

2 事業地

(1) 収用の部分

愛媛県伊予郡松前町大字筒井字砂流場

(2) 使用の部分